

厚生労働省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案					現 行					
(集中管理の推進)					(集中管理の推進)					
第 17 条 <u>厚生労働省における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u>					第 17 条 <u>厚生労働省における行政文書ファイル等の集中管理を推進するため、遅くとも平成 25 年度までに、集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>					
別表第 1 行政文書の保存期間基準					別表第 1 行政文書の保存期間基準					
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	30 年	① (略)	(略)	1	(1) 立案の検討	30 年	① (略)	(略)
				②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言				②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
				③ (略)	(略)				③ (略)	(略)
		(2)～(7) (略)		(略)	(2)～(7) (略)				(略)	

2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 		
			③ (略)		(略)				③ (略)		(略)
	(2)～(7) (略)	(略)	(略)		(2)～(7) (略)	(略)	(略)		(略)		(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 		
			③ (略)		(略)				③ (略)		(略)
	(2)～(6) (略)	(略)	(略)		(2)～(6) (略)	(略)	(略)		(略)		(略)
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決					

定又は了解及びその経緯						定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)	30年	(略)	5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3) (略)	(略)	30年	(略)
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)	①(略)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 			(略)	(略)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		③～⑤(略)			(略)			②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)
6	関係行政機関の長で構成される会議の決	①～③(略)	④会議の検討のための資料として提出	10年	(略)	6	関係行政機関の長で構成される会議の決	①～③(略)	④会議の検討のための資料として提出	10年	(略)
					<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・議事の記録 						<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・(新設)

	れる会議 (これに準 ずるもの を含む。こ の項にお いて同 じ。)の決 定又は了 解及びそ の経緯	定又は了解に 関する立案の 検討及び他の 行政機関への 協議その他の 重要な経緯	された文書(六の 項口)及び会議(国 務大臣を構成員と する会議に限る。) の議事が記録され た文書		(略)		れる会議 (これに 準ずるも のを含む。 この項に おいて同 じ。)の決 定又は了 解及びそ の経緯	定又は了解に 関する立案の 検討及び他の 行政機関への 協議その他の 重要な経緯	された文書(六の 項口) <u>(新設)</u>		(略)	
7	省議(こ れに準ず るものを 含む。こ の項にお いて同 じ。)の 決定又は 了解及び その経緯	省議の決定又 は了解に関す る立案の検討 その他の重要 な経緯	①～②(略) ③省議に検討のため の資料として提出 された文書(七の 項口)及び省議(国 務大臣を構成員と する会議に限る。) の議事が記録され た文書 ④(略)	10年	(略) ・配付資料 ・議事の記録 (略)		7	省議(こ れに準ず るものを 含む。こ の項にお いて同 じ。)の 決定又は 了解及び その経緯	省議の決定又 は了解に関す る立案の検討 その他の重要 な経緯	①～②(略) ③省議に検討のため の資料として提出 された文書(七の 項口) <u>(新設)</u> ④(略)	10年	(略) ・配付資料 <u>(新設)</u> (略)
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準 の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準 の設定及びその経緯						
8	複数の行	複数の行政機	①～③(略)	10年	(略)	8	複数の行	複数の行政機	①～③(略)	10年	(略)	

	政機関による申合せ及びその経緯	関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口）		・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料		政機関による申合せ及びその経緯	関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項口）		・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料	
			⑤（略）		（略）				⑤（略）		（略）	
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①（略） ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	10年	（略） ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①（略） ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	10年	（略） ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③～⑤（略）		（略）					③～⑤（略）		（略）

10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討 その他の重要な経緯	① (略)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討 その他の重要な経緯	① (略)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)						②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)		
			③～⑤ (略)						③～⑤ (略)		
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法 (平成5年法律第88号) 第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針	①立案の検討に関する審議会等文書 (十の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法 (平成5年法律第88号) 第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針	①立案の検討に関する審議会等文書 (十の項)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する審議会等文書 (十の項イ)						②立案の検討に関する審議会等文書 (十の項イ)		

		及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	②～⑤ (略)		(略)				
		(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決	(略)			裁決、決	(略)
	②審議会等文書(十の項口)		定その他の処分がされる日に係る	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見			定その他の処分がされる日に係る	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	
	③～④ (略)		特定日以後10年	(略)			に係る特定日以後10年	(略)	
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答			10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答
		及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	②～⑤ (略)		(略)				
		(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決	(略)			裁決、決	(略)
	②審議会等文書(十の項口)		定その他の処分がされる日に係る	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見			定その他の処分がされる日に係る	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	
	③～④ (略)		特定日以後10年	(略)			に係る特定日以後10年	(略)	
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答			10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答

		同号二の行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	②～⑤ (略)		申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)			同号二の行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	②～⑤ (略)		申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)
		(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	(略)	(略)		(略)	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	(略)	(略)
			② 審議会等文書 (十四の項口)		・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	② 審議会等文書 (十四の項口)			・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見		
			③～④ (略)		(略)				③～④ (略)		(略)
		(6) (略)	①～③ (略)	(略)	(略)			(6) (略)	①～③ (略)	(略)	(略)
職員の人事に関する事項						職員の人事に関する事項					
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項						その他の事項					

14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
			②～⑥（略）		（略）						（略）	（略）
			(2)（略）		（略）						（略）	（略）
15 ～ 16	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	15 ～ 16	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検	①（略）	10年	（略）	17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検	①（略）	10年	（略）	

		討その他の重要な経緯	②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項口）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見		討その他の重要な経緯	②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項口）		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・意見	
			③～④（略）		（略）			③～④（略）		（略）	
		(2)（略）	①～②（略）	（略）	（略）		(2)（略）	①～②（略）	（略）	（略）	
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ）	10年	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言

		計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥ (略)		(略)			計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥ (略)		(略)
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	① (略)	(略)	(略)	19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	① (略)	(略)	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書 (二十七の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				②立案の検討に関する審議会等文書 (二十七の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③～⑨ (略)		(略)				③～⑨ (略)		(略)
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	20	(略)	(略)	(略)	10年	(略)
21	国会及び	(1) (略)	(略)	10年	(略)	21	国会及び	(1) (略)	(略)	10年	(略)

	審議会等 における 審議等に 関する事 項	(2) 審議会等 (1の項か ら20の項ま でに掲げる ものを除 く。)	審議会等文書(二十 九の項)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最 終報告、建議、提 言		審議会等 における 審議等に 関する事 項	(2) 審議会等 (1の項か ら20の項ま でに掲げる ものを除 く。)	審議会等文書(二十 九の項)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最 終報告、建議、提 言
22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 一 (略) 二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。 三～五 (略)						備考 一 (略) 二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。 三～五 (略)					